

<付録>

令和6年全国家計構造調査の概要

1 調査の目的

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959年の第1回調査以来5年ごとに実施しており、2024年は通算で14回目の調査に当たる。

2 調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果とする。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）については、下図のとおりである。

図 令和6年全国家計構造調査の調査票の種類及び調査対象数（概数）



3 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地等に関する事項	10月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間 (貯蓄、借入金の残高については10月末現在)
家計簿(10月分)	収入及び支出に関する事項	10月1か月間
家計簿(11月分)	収入、支出、購入地域及び購入先に関する事項	11月1か月間
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出に関する事項	10月又は11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用する。

4 調査の流れ、調査方法

調査は、次の流れで実施した。（上段が「基本調査及び簡易調査」、下段が「家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査」の流れ）

調査方法は、調査員、オンライン又は郵送（簡易調査のみ）による。



5 調査の対象

全国の全ての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯に分けて調査を実施した。

ただし、次に該当する世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から調査対象から除外した。

(1) 二人以上の世帯

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 外国人世帯

(2) 単身世帯

- ア 社会施設又は矯正施設の入所者
- イ 自衛隊の営舎内居住者
- ウ 病院、療養所の入院者
- エ 15歳未満の者
- オ 学生
- カ (1)のア、イ及びエに該当する単身世帯

6 集計体系及び結果の公表

集計体系は、「家計総合集計体系」、「所得資産集計体系」及び「個人収支集計体系」の三つの体系からなる。

- ・「家計総合集計体系」

基本調査、家計調査世帯特別調査及び全国単身世帯収支実態調査の結果を基に、「家計収支に関する結果」を集計する。

- ・「所得資産集計体系」

基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び全国単身世帯収支実態調査の結果を基に、「所得に関する結果」、「家計資産・負債に関する結果」、「年間収入・資産分布等に関する結果」を集計する。

- ・「個人収支集計体系」

個人収支状況調査の結果を基に、「個人的な収支に関する結果」を集計する。

今回公表する結果は、「所得資産集計体系」に属する「所得に関する結果」、「家計資産・負債に関する結果」及び「年間収入・資産分布等に関する結果」である。